

技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

1. 現 状

(1) 職種ごとの人数・平均給料・平均年齢等及び民間従業員データ

区 分	公 務 員					民 間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
勝央町	53.6 歳	13 人	282,000 円	289,900 円	286,246 円	-	- 歳	- 円	
うち調理員	53.5 歳	10 人	281,200 円	287,500 円	283,830 円	調理師	42.3 歳	233,500 円	123.1%
岡山県	47.4 歳	534 人	339,294 円	391,307 円	362,025 円	-	- 歳	- 円	
国	48.8 歳	5,193 人	287,094 円	320,514 円	- 円	-	- 歳	- 円	
類似団体	48.9 歳	13 人	275,812 円	293,286 円	286,196 円	-	- 歳	- 円	

「平均給料月額」とは、19年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

「平均給与月額（国ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

「岡山県」の数値は岡山県職員、「国」の数値は国家公務員のデータである。

「類似団体」は、人口規模、産業構造が類似している団体の数値である。

民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。（平成16～18年の3ヶ年平均）

技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

(2) 年齢別職員数

(平成19年4月1日現在)

区 分	20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	計
	未満	23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上	
技能労務職員全体	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 1	人 3	人 6	人 3	人 0	人 13

(3) その他給与に関する事項

ア. 給料表

行政職給料表(二)の5級まで適用。(国家公務員の行政職給料表(二)の5級までと同じ)

イ. 手当等

扶養手当、通勤手当、住居手当等、一般行政職に準じて支給。

特殊勤務手当(清掃作業従事手当 月額 3,500円、火葬手当 1件 1,500円)を支給。

ウ. 昇給基準

一般行政職に準じ、毎年1月1日に前1年間における勤務成績に応じ、4号俸(55歳を超える場合は2号俸)を基準として昇給する。

2. 基本的な考え方

退職者は原則不補充とし(技能労務職員の新規採用は平成8年1月を最後に実施していない。)、民間委託、指定管理者制度の導入を検討中。現在の技能労務職員は高年齢化が進んでいるため、定年退職により職員数は自然減となる。

3. 具体的な取組内容

特殊勤務手当の見直し(平成12年度:徴税手当、下水道汚水処理従事者手当の廃止)

清掃業務のうち、資源ごみ回収の民間委託(平成18年度～)

給与構造見直しの実施により給料水準を平均1.5%引き下げ(平成18年度～)

4. その他

今後も勝央町の財政健全化に向けて、事業全体の見直しを進め、民間委託等の積極的な実施を行い、一般行政職と同様、技能労務職員給与の適正化を図っていく。

また、退職者の原則不補充という方針を継続し、人件費の更なる抑制に努める。